

3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

資料1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進</p>	<p>ア 男女雇用機会均等の更なる推進</p> <p>○男女雇用機会均等の更なる推進</p> <p>①男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、間接差別の禁止、男女雇用機会均等の実効性確保策等について、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえ、適切に対応し、男女雇用機会均等の更なる推進を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 17年12月に労働政策審議会から出された今後の男女雇用機会均等対策についての建議を受け、18年3月に、厚生労働省では、男女雇用機会均等法等の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布。（厚生労働省）</p> <p>○ 男女雇用機会均等法に関連する省令や指針についても併せて改正され、19年4月1日から改正法と共に施行。（厚生労働省）</p> <p><主な改正点></p> <p>①男女双方に対する差別の禁止、差別的取扱いを禁止する雇用管理ステージの明確化・追加、間接差別の禁止など、性差別禁止の範囲の拡大</p> <p>②妊娠・出産等を理由とする解雇以外の不利益取扱いの禁止</p> <p>③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化</p> <p>④セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置を調停及び企業名公表制度の対象に追加、報告徴収に応じない場合の過料の創設など、男女雇用機会均等の実効性の確保</p> <p>⑤女性の坑内労働に関する規制の緩和</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○男女雇用機会均等法に基づく行政指導</p> <p>②男女雇用機会均等法の履行状況等について実態把握を行った上で、指導を実施し、同法に違反する取扱いについては是正指導を行うとともに、採用、配置、昇進等における男女間の格差の大きい企業に対しては、問題点を把握し、その改善に向け、具体的取組に関する助言を行う。</p> <p>③行政指導に当たっては、助言、指導、勧告の各措置を的確に講ずるとともに、是正が見られない場合には、企業名公表制度も念頭に置きつつ、対応する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化（厚生労働省） 職場において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施</p> <p>雇用均等室における是正指導件数 平成20年度 13,578件 平成19年度 15,069件 平成18年度 5,393件</p> <p>相談件数 平成20年度 25,478件 平成19年度 29,110件 平成18年度 26,684件</p> <p>○男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化（厚生労働省）(3(1)ア②に前掲) 職場において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施</p> <p>雇用均等室における是正指導件数 平成20年度 13,578件 平成19年度 15,069件 平成18年度 5,393件</p> <p>相談件数 平成20年度 25,478件 平成19年度 29,110件 平成18年度 26,684件</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底</p> <p>④コース等で区分した雇用管理については、事実上の男女別雇用管理とならないよう、留意すべき事項について周知徹底を図るとともに、適正な運用に向けた的確な指導等を行う。</p> <p>○個別紛争解決の援助、相談体制の充実</p> <p>⑤男女雇用機会均等法に基づく調停等による個別紛争の迅速な解決が図られるよう、積極的な援助を行う。また、これらの個別紛争解決の援助制度が十分に活用されるよう、女性労働者及び企業に同法の周知を図る。さらに、新たなメディアを活用した相談方法も取り入れるなど相談体制の充実を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ コース別雇用管理の留意点パンフレット、リーフレットを作成し、企業等へ配布（厚生労働省）</p> <p>○ コース別雇用管理制度を導入している企業に対して、制度の内容・実施状況について把握、留意事項に沿った制度運用が行われるよう指導を実施(厚生労働省)</p> <p>○ 労働者と事業主間の紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、円滑かつ迅速な解決の援助を実施（厚生労働省） ※18年度までは、女性労働者と事業主間の紛争が対象。</p> <p>○ 紛争解決援助リーフレットを作成、配布（厚生労働省）</p> <p>労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数 平成20年度 676件 平成19年度 546件 平成18年度 166件</p> <p>調停申請受理件数 平成20年度 69件 平成19年度 62件 平成18年度 5件</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○女子学生の就職問題に関する施策の推進</p> <p>⑥企業における募集・採用状況や女子学生の就職活動の状況の把握に努め、男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を的確に行う。状況把握に当たっては、大学の就職担当者との連絡を密にするとともに、インターネットによる情報収集などの手法を活用する。また、企業の人事・面接担当者等を対象に、男女均等な選考ルールについて周知徹底を図る。</p> <p>⑦特に女性の人材が望まれている理工系分野等については、各府省で連携して女性のロールモデル等の情報提供、啓発等のチャレンジ支援(横へのチャレンジ)を推進する。</p>	<p>厚生労働省、文部科学省</p> <p>内閣府、厚生労働省、文部科学省</p>	<p>○ 女子学生のための就職ガイドブックやポスターを作成し、各大学、短大へ送付(厚生労働省 ～平成18年度)</p> <p>○ 企業の人事・面接担当者等を対象に採用選考ルールブックを作成(厚生労働省)</p> <p>○ 募集・採用において男女の均等取扱いが徹底されるよう行政指導を実施(厚生労働省)</p> <p>○ 平成19年度～平成21年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請。(文部科学省)</p> <p>○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～平成20年度、WEBサイトについては、平成21年度以降も継続)</p> <p>○ 科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流の機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択を支援する「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施。(文部科学省 平成18年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○男女雇用機会均等法関係法令等の周知啓発</p> <p>⑧男女雇用機会均等法関係法令、制度の周知については、メディアなども活用して、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努める。</p>	<p>厚生労働省、文部科学省</p>	<p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成するとともに、「理工系」にかかわるロールモデル事例を独立行政法人国立女性教育会館の「女性のキャリア形成支援サイト」に掲載。（文部科学省 平成18年度）</p> <p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、「女性の理工系進路選択支援に関する調査研究」を実施し、科学技術分野における女性の進出促進を支援するため、男女共同参画の視点に基づいた女子生徒の関心・理解増進を図る効果的な方策を検討し、社会教育施設担当者が活用可能な普及啓発資料を作成した。（文部科学省 平成19年度）</p> <p>○男女雇用機会均等月間（6月1日～30日）の実施（男女雇用機会均等法の周知啓発）等（厚生労働省 昭和61年～）（2（2）③に前掲）</p> <p>○学校教育では、平成20年3月に小・中学校学習指導要領、平成21年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、引き続き男女の平等や男女相互の理解・協力に関する内容の指導を行うこととしたところ。例えば、中学校社会科、高等学校公民科において、雇用と労働条件の改善や男女が共同して社会に参画することの重要性などを指導。（文部科学省）</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進</p> <p>○企業のポジティブ・アクション取組の促進</p> <p>①企業の経営施策の観点又はCSR(企業の社会的責任)の視点も踏まえ、男女の均等取扱いやポジティブ・アクションを推奨し、優れた取組の企業に対する表彰制度を実施することにより、自主的取組を促進する。また、女性の意欲・能力の向上のための女性への研修や管理職向けの研修、メンター(先輩の助言者)制度の導入を呼びかける。</p> <p>②企業がポジティブ・アクションに取り組むための具体的な方法について、好事例の収集を図りながら、地域ごとのセミナーの開催等により、普及を図る。その際、労使団体等との連携を図るとともに、自主的に企業におけるポジティブ・アクションの推進のための取組を行う労使団体等に対しても、支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 均等・両立推進企業表彰の実施(厚生労働省 平成11年度～ 均等推進企業表彰として実施。平成19年度～ファミリー・フレンドリー企業表彰と統合して均等・両立推進企業表彰として実施。)</p> <p>【受賞企業数】</p> <p>平成20年度 厚生労働大臣最優良賞 1社 都道府県労働局長賞(均等推進部門)16社 平成19年度 都道府県労働局長賞(均等推進部門) 18社 平成18年度 厚生労働大臣優良賞 1社 都道府県労働局長賞 40社</p> <p>○ 企業内メンター育成事業の実施(厚生労働省 平成20年度～)</p> <p>【企業内メンター育成研修】</p> <p>平成20年度 8回開催 参加者549人</p> <p>○ 企業におけるポジティブ・アクション取組状況等を紹介するサイト(「ポジティブ・アクション応援サイト」)の設置(厚生労働省 平成19年度～)(1(3)②に前掲)</p> <p>【掲載企業数】</p> <p>474社(平成21年6月25日現在) 平成20年度 454社 平成19年度 278社</p> <p>○ 個々の企業が自社の女性の活躍推進状況をはかることができる物差しとなる値(ベンチマーク)の構築、提供、中小企業向けに雇用管理アドバイザーの派遣(厚生労働省 平成15年度～)</p> <p>【事業参加企業のうち、診断後ポジティブ・アクションに取り組む又は取組内容を充実、見直しすることとする企業割合】</p> <p>平成20年度 87.9% 平成19年度 89.5% 平成18年度 87.0%</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等				
	<p>③ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。(平成15年度29.5%)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ ポジティブ・アクション実践研修の開催(厚生労働省 平成19年度～) 【研修参加者数】 平成20年度 5,289人 平成19年度 5,945人</p> <p>○ ポジティブ・アクション普及セミナーの開催(厚生労働省 ～平成18年度) ポジティブ・アクション普及セミナー参加者数 (人)</p> <table border="1" data-bbox="940 550 1534 622"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,996</td> <td>9,089</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 企業が自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促すため、経営者団体と連携し、女性の活躍推進協議会を開催(厚生労働省 平成13年度～)(1(3)①に前掲)</p> <p>○ 業種別使用者会議の開催(厚生労働省 ～平成18年度)</p> <p>○ ポジティブ・アクション促進のための管理職研修の実施(厚生労働省 ～平成18年度)</p> <p>○ 機会均等推進責任者(企業内でポジティブ・アクションを推進する担当者)への研修、指導の実施、情報提供(厚生労働省)</p> <p>○ 機会均等推進責任者に対する情報提供としてメールマガジン配信事業の実施(厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合 (厚生労働省) 平成18年度20.7%(「平成18年度女性雇用管理基本調査」より)</p>	17年度	18年度	8,996	9,089
17年度	18年度						
8,996	9,089						

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進</p> <p>①男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図るとともに、これらに規定されている措置を講じていない事業主に対しては、行政指導により措置の実施を求める。また、企業における具体的取組方法についての情報提供や相談への対応を積極的に行うとともに、個別事案への適切な対処のための体制整備について支援を行う。</p> <p>エ 男女間の賃金格差の解消</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 企業の取組の改善を促すため、セクシュアルハラスメント防止対策自主点検表(パンフレット)を作成・配布(厚生労働省 平成14年度～)</p> <p>○ セクシュアルハラスメントの防止対策を講じてない企業等に対して行政指導を実施(厚生労働省)</p> <p>雇用均等室における是正指導件数 平成20年度 9,238件 平成19年度 9,854件 平成18年度 4,912件</p> <p>○ パンフレットを配布し、企業等への周知啓発を実施(厚生労働省)</p> <p>○ 相談体制の充実のためセクシュアルハラスメント相談員を設置(厚生労働省 平成12年度～) ※18年度まではセクシュアルハラスメント・カウンセラー</p> <p>相談件数(内数は、平成18年度:女性労働者等からの相談、平成19年度以降:労働者からの相談) 平成20年度 13,529(8,761)件 平成19年度 15,799(8,686)件 平成18年度 11,102(7,790)件</p> <p>○ セクシュアルハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施(厚生労働省)</p> <p>実施講習参加人数 平成20年度 2,519人 平成19年度 5,371人 平成18年度 5,429人</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>①我が国が既に批准しているILO第100号条約(同一価値の労働についての男女労働者の同一報酬に関する条約)の趣旨を踏まえ、男女間の賃金格差の解消を図る。そのため、労使が自主的に取り組むためのガイドラインの周知・啓発等を推進し、企業における公正・透明な賃金制度及び人事評価制度の整備を進めるよう促す。</p>	厚生労働省	<p>○「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」(以下「研究会」という。)において、近年の男女間賃金格差の状況を把握するとともに、企業における賃金・雇用管理制度やその運用が男女間賃金格差に与える影響について分析し、男女間賃金格差縮小のためのより効果的な対応方策について検討(厚生労働省 平成20年度～)</p> <p>○ 男女間の賃金格差問題に関する研究会での提言を受け、労使が自主的に男女間賃金格差解消に取り組むためのガイドラインを作成し、その周知・啓発を実施(厚生労働省 平成15年度～)</p>
(2)母性健康管理対策の推進	<p>○母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等</p> <p>①労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しつつその周知徹底を図る。特に、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から指導を受けた場合、事業主は通勤緩和、休憩、休業等必要な措置を講じなければならないことについて広く周知する。また、事業所の規模等に応じた母性健康管理体制の整備に対する支援、相談、情報提供体制の充実を図る。さらに、女性特有の健康状況に応じた情報提供などの生涯を通じた女性の健康支援施策との連携についても留意する。</p>	厚生労働省	<p>○ 母性保護及び母性健康管理の周知徹底(厚生労働省) 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底</p> <p>○ 女性特有の健康状況に応じた相談・情報提供(厚生労働省)</p> <p>○ 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業(厚生労働省 平成18年度～) ・母性健康管理の措置に関する専門家による検討 ・女性労働者等に対する情報提供等の実施 ・母性健康管理サイトの運営(平成19年度～)</p> <p>○ 母性健康管理研修等事業(厚生労働省 平成18年度～) ・産業医等産業保健スタッフに対する母性健康管理研修の実施</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いへの対応の検討</p> <p>②妊娠、出産等を理由として、女性労働者が不利益な取扱いを受けることのないよう、労働政策審議会雇用均等分科会における検討の結果を踏まえて適切に対応する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 事業所規模等に応じた母性健康管理体制の整備(厚生労働省)</p> <p>○ 小規模事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会の実施(厚生労働省 平成18年度～) ・産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会を実施。</p> <p>○ 平成17年12月に労働政策審議会から出された今後の男女雇用機会均等対策についての建議を受け、18年3月に、厚生労働省では、男女雇用機会均等法の改正法案を国会へ提出し、同法案は6月15日に全会一致で可決・成立、同月21日に公布。(厚生労働省)(3(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 男女雇用機会均等法に関連する省令や指針についても併せて改正され、平成19年4月1日から改正法と共に施行。(厚生労働省)(3(1)ア①に前掲) <主な改正点> ①男女双方に対する差別の禁止、差別的取扱いを禁止する雇用管理ステージの明確化・追加、間接差別の禁止など、性差別禁止の範囲の拡大 ②妊娠・出産等を理由とする解雇以外の不利益取扱いの禁止 ③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化 ④セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置を調停及び企業名公表制度の対象に追加、報告徴収に応じない場合の過料の創設など、男女雇用機会均等の実効性の確保 ⑤女性の坑内労働に関する規制の緩和</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(3)女性の能力発揮促進のための援助</p>	<p>ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援</p> <p>○情報提供、相談、研修等の拡充</p> <p>①女性労働者が職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報や手法を入手しにくい、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアカウンセリング、管理職候補となる女性労働者等に対する研修を実施するなど、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ キャリア形成支援体制の整備(厚生労働省) 労働者が、その適正や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター(47箇所)の「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施。</p> <p>○ 女性と仕事の未来館における事業内容(厚生労働省 平成11年度～) ・女性の能力発揮事業(能力発揮セミナー及び起業セミナーの開催、能力発揮及び起業に関する相談) ・女性の健康促進事業(健康に関する相談の実施、健康に関するセミナー及び健康に関する相談体制強化のための研修会の開催) ・情報・広報事業(ホームページによる情報提供、ライブラリーの運営等) (来館者数) 平成20年度 178,272人 平成19年度 158,301人 平成18年度 173,953人</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																				
	<p>○公共職業訓練等の推進</p> <p>②在職中の労働者に対して、多様なニーズや高度情報通信の進展等に対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。</p> <p>③企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、必要な情報提供、相談援助等の推進に努めるとともに、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。</p> <p>○労働者の自発的な職業能力開発の推進</p> <p>④労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなどの取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○在職者に対する職業訓練の実施(厚生労働省) 公共職業能力開発施設において、労働者の技能の向上を図る在職者訓練を実施。</p> <table border="1" data-bbox="943 432 1487 564"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>17万人</td> <td>14万人</td> <td>11万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○企業内で行う教育訓練費用に対する助成(厚生労働省) 労働者に対して、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。</p> <table border="1" data-bbox="936 735 1576 879"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>5,951百万円</td> <td>4,303百万円</td> <td>3,912百万円</td> </tr> <tr> <td>支給人数</td> <td>380,618人</td> <td>264,100人</td> <td>181,928人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○雇用保険法等の改正による教育訓練給付制度の見直し(厚生労働省 平成19年10月) ・支給要件期間の緩和(原則3年以上。初回に限り、暫定的に1年以上) ・給付率及び上限額の一本化(給付率:2割、上限額:10万円)</p> <p>○雇用保険部会報告書(平成19年1月9日)とりまとめ(厚生労働省)</p> <p>○雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)の公布、施行(厚生労働省)</p>		17年度	18年度	19年度	受講者数	17万人	14万人	11万人		18年度	19年度	20年度	支給額	5,951百万円	4,303百万円	3,912百万円	支給人数	380,618人	264,100人	181,928人
	17年度	18年度	19年度																				
受講者数	17万人	14万人	11万人																				
	18年度	19年度	20年度																				
支給額	5,951百万円	4,303百万円	3,912百万円																				
支給人数	380,618人	264,100人	181,928人																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																								
	<p>○女性の能力の発揮の支援のための調査研究</p> <p>⑤就業意欲を持つ女性の能力発揮を支援し、労働市場への円滑な参入を支援するため、産業政策の観点から具体的方策を検討する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第80号)の公布、施行 (厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="871 331 1554 608"> <caption>教育訓練給付の支給状況 (千人、億円)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 受給者数</td> <td>139</td> <td>123</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td> 男</td> <td>56</td> <td>47</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td> 女</td> <td>83</td> <td>76</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>② 支給金額</td> <td>103</td> <td>90</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td> 男</td> <td>49</td> <td>41</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td> 女</td> <td>54</td> <td>49</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>○企業内で行う教育訓練費用に対する助成(厚生労働省)(3(3)ア③に前掲) 労働者に対して、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。</p> <table border="1" data-bbox="891 767 1632 938"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>5,951百万円</td> <td>4,303百万円</td> <td>3,912百万円</td> </tr> <tr> <td>支給人数</td> <td>380,618人</td> <td>264,100人</td> <td>181,928人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○教育訓練給付制度(厚生労働省) 指定講座数 5,182講座(21年4月現在)</p> <p>○我が国企業の競争力強化に必要な企業の人材マネジメントのあるべき姿について、「人材マネジメントに関する研究会」(座長:一橋大学大学院 守島基博教授)を開催し、報告書を取りまとめ。(経済産業省 平成18年度)</p>		18年度	19年度	20年度	① 受給者数	139	123	124	男	56	47	45	女	83	76	79	② 支給金額	103	90	74	男	49	41	32	女	54	49	42		18年度	19年度	20年度	支給額	5,951百万円	4,303百万円	3,912百万円	支給人数	380,618人	264,100人	181,928人
	18年度	19年度	20年度																																								
① 受給者数	139	123	124																																								
男	56	47	45																																								
女	83	76	79																																								
② 支給金額	103	90	74																																								
男	49	41	32																																								
女	54	49	42																																								
	18年度	19年度	20年度																																								
支給額	5,951百万円	4,303百万円	3,912百万円																																								
支給人数	380,618人	264,100人	181,928人																																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>イ 再就職に向けた支援</p> <p>○育児・介護等により退職した者に対する支援</p> <p>①育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いこと、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることなどから、総合的な支援が必要である。このため、「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月)を踏まえ、再就職準備のための情報提供、相談・助言、職業能力開発等きめ細かい支援を充実するとともに、地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップ・サービス化を推進する。</p>	<p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>	<p>○「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定。再チャレンジに必要な子育て支援等の充実、学習・能力開発支援の推進、支援対象毎のきめ細かい再就職支援の推進等、施策を更に強化。(内閣府 平成18年度～)</p> <p>○子育て中の女性等の再就職や起業等の支援情報を集めたポータルサイトを開設(内閣府 平成18年度～)また、子育て中の女性の再チャレンジに必要な情報提供を行うようなパンフレットの作成や、再チャレンジした女性の事例の調査、NPOにおける女性の再チャレンジの実情等に関する調査事業を実施(内閣府)</p> <p>○育児時間等に配慮した職業訓練等の推進(厚生労働省) 独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進センター等において、訓練の実施時間帯を遅らせたコースや土日も含めたコースを実施。</p> <table border="1" data-bbox="945 1078 1514 1270"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練コース</td> <td>439コース</td> <td>220コース</td> <td>26コース</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>7,524人</td> <td>3,272人</td> <td>416人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	訓練コース	439コース	220コース	26コース	受講者数	7,524人	3,272人	416人
	17年度	18年度	19年度												
訓練コース	439コース	220コース	26コース												
受講者数	7,524人	3,272人	416人												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																
	<p>②マザーズハローワークを新設し、子連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の就職支援を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 再就職希望者支援事業(厚生労働省 平成14年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施 ・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供(厚生労働省 平成19年度～) ・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるeラーニングプログラムを提供(厚生労働省 平成18年度～) ・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施(厚生労働省 平成16年度～) <table border="1" data-bbox="891 563 1778 659"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再就職準備セミナー受講者数</td> <td>9,697人</td> <td>8,013人</td> <td>11,263人</td> </tr> <tr> <td>再チャレンジサポートプログラム参加者数</td> <td>1,233人</td> <td>4,381人</td> <td>5,301人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成18年度からマザーズハローワークを全国12か所に、平成19年度からマザーズサロンを全国36か所に、平成20年度からマザーズコーナーを全国60か所に設置して、子育てをする女性等に対する再就職支援の充実を図ってきたところ、平成21年度においても、全国40か所にマザーズコーナーを設置し、更なる支援体制の充実を図った(合計:全国148か所)。 また、平成20年度におけるマザーズハローワーク等の就職支援については、雇用情勢の厳しさが増し、希望やニーズを踏まえた求人の確保が難しくなる中において、担当者制による就職支援を受けた者の就職率が70%を超えるなど、効果的に行われたところである。(厚生労働省)</p> <p>マザーズハローワークの実績</p> <table border="1" data-bbox="916 1067 1827 1362"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求職者数(人)</td> <td>54,844人</td> <td>87,123人</td> <td>130,694人</td> </tr> <tr> <td>就職件数(件)</td> <td>13,834件</td> <td>23,374件</td> <td>35,263件</td> </tr> <tr> <td>担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数(人)</td> <td>4,580人</td> <td>14,744人</td> <td>25,261人</td> </tr> <tr> <td>担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率(率)</td> <td>66.10%</td> <td>76.30%</td> <td>78.70%</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人	再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人		18年度	19年度	20年度	新規求職者数(人)	54,844人	87,123人	130,694人	就職件数(件)	13,834件	23,374件	35,263件	担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数(人)	4,580人	14,744人	25,261人	担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率(率)	66.10%	76.30%	78.70%
	18年度	19年度	20年度																																
再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人																																
再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人																																
	18年度	19年度	20年度																																
新規求職者数(人)	54,844人	87,123人	130,694人																																
就職件数(件)	13,834件	23,374件	35,263件																																
担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数(人)	4,580人	14,744人	25,261人																																
担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率(率)	66.10%	76.30%	78.70%																																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																								
	<p>③本格的な求職活動を開始する前の段階から計画的に再就職準備を行うことができるよう支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を拡充する。また、再就職準備のためのeラーニングプログラムの開発及び提供を実施する。</p> <p>④子どもの成長とともに、フルタイムの仕事や責任ある仕事を希望する主婦の割合が高まること等を踏まえ、育児等を理由に離職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府(共生)、厚生労働省</p>	<p>○ 再就職希望者支援事業(厚生労働省 平成14年度～)(3(3)イ①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施 ・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供(厚生労働省 平成19年度～) ・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるeラーニングプログラムを提供(厚生労働省 平成18年度～) ・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施(厚生労働省 平成16年度～) <table border="1" data-bbox="891 564 1778 660"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再就職準備セミナー受講者数</td> <td>9,697人</td> <td>8,013人</td> <td>11,263人</td> </tr> <tr> <td>再チャレンジサポートプログラム参加者数</td> <td>1,233人</td> <td>4,381人</td> <td>5,301人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)において、企業における仕事と育児の両立支援や働き方の見直しを進めるため、企業経営者や勤労者の意識改革を図る官民一体となった国民的運動を推進し、ひいては「仕事と生活の調和」の実現を目指すとしている。</p> <p>そのため、働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動を展開するため、18年度から、「官民一体子育て支援推進運動事業」(国、地方公共団体、経済団体、労働団体やマスコミ等の参加による「官民連携子育て支援推進フォーラム」の開催、働き方の改革をテーマとしたシンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成)(18年度～21年度)を実施(内閣府)</p> <p>○ 再就職希望者支援事業(厚生労働省 平成14年度～)(3(3)イ①に前掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供や再就職準備セミナーの開催等により再就職希望者の支援を実施 ・再就職者の活用に積極的な企業等の事例を収集し、再就職に関する雇用管理のノウハウ・好事例について情報を提供(厚生労働省 平成19年度～) ・インターネット上で再就職に向けた具体的な取組計画の作成や再就職のための基礎知識を習得できるeラーニングプログラムを提供(厚生労働省 平成18年度～) ・再就職準備のための計画的な取組が行えるよう、キャリアコンサルティング等を通じてきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施(厚生労働省 平成16年度～) <table border="1" data-bbox="891 1270 1778 1366"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再就職準備セミナー受講者数</td> <td>9,697人</td> <td>8,013人</td> <td>11,263人</td> </tr> <tr> <td>再チャレンジサポートプログラム参加者数</td> <td>1,233人</td> <td>4,381人</td> <td>5,301人</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人	再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人		18年度	19年度	20年度	再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人	再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人
	18年度	19年度	20年度																								
再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人																								
再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人																								
	18年度	19年度	20年度																								
再就職準備セミナー受講者数	9,697人	8,013人	11,263人																								
再チャレンジサポートプログラム参加者数	1,233人	4,381人	5,301人																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等								
	<p>⑤再就職を希望する者が対象となるよう、求人年齢制限の解消を更に進める。</p> <p>⑥一旦退職した者が再び同一事業主に雇用されることが可能となる再雇用制度等の普及を図る。</p> <p>○職業能力開発の積極的展開</p> <p>⑦再就職を希望する女性に対する能力開発を支援するため、必要な情報提供や相談、研修等を拡充するとともに、公共職業訓練や企業内教育訓練等の充実を図り、また労働者自身の自発的な能力開発を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○平成19年6月の雇用対策法改正により、労働者の募集及び採用における年齢制限禁止を義務化(平成19年10月1日より施行)(厚生労働省)。その円滑な施行を図るため、改正内容の周知等を行ったほか、全国の都道府県労働局等を通じた周知・啓発を行っている。また、求職者等から募集・採用における年齢制限に係る申し出があった場合等については、事実関係を確認の上、当該求人者等に対して必要な指導等を実施しているところ。</p> <p>(参考)ハローワークの求人における年齢不問求人の割合 平成18年3月 42.5% 平成19年3月 51.4% 平成20年3月 90.9% 平成21年3月 90.8%</p> <p>(厚生労働省 平成19年10月1日～)</p> <p>○育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進(厚生労働省) 育児・介護休業法において、再雇用制度の導入に努めることを事業主に求めている。</p> <p>○キャリア形成支援体制の整備(厚生労働省)(3(3)ア①に前掲) 労働者が、その適正や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター(47箇所)の「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施。</p> <p>○公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練の実施(厚生労働省) 求職者が再就職に必要な能力を身につける離職者訓練については、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用することにより、多様な教育訓練機会を確保し実施。</p> <table border="1" data-bbox="969 1246 1516 1385"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>19万人</td> <td>17万人</td> <td>14万人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	受講者数	19万人	17万人	14万人
	17年度	18年度	19年度								
受講者数	19万人	17万人	14万人								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
			<p>○ 企業内で行う教育訓練費用に対する助成(厚生労働省)(3(3)ア③に前掲) 労働者に対して、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給。</p> <table border="1" data-bbox="929 438 1668 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>5,951百万円</td> <td>4,303百万円</td> <td>3,912百万円</td> </tr> <tr> <td>支給人数</td> <td>380,618人</td> <td>264,100人</td> <td>181,928人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 教育訓練給付制度(厚生労働省)(3(3)ア④に前掲) 指定講座数 5,182講座(平成21年4月現在)</p>		18年度	19年度	20年度	支給額	5,951百万円	4,303百万円	3,912百万円	支給人数	380,618人	264,100人	181,928人
	18年度	19年度	20年度												
支給額	5,951百万円	4,303百万円	3,912百万円												
支給人数	380,618人	264,100人	181,928人												
(4)多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	<p>ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及</p> <p>①短時間正社員等良好な就業形態の具体的な導入に当たった問題点を検討し、その解決方法などをまとめたマニュアルの活用によりその普及を図る。</p> <p>②パートタイム労働者、派遣労働者等の正社員への転換、正社員が一定期間短時間勤務をすることができる制度の普及等、ライフステージに応じて多様な働き方を柔軟に利用できる環境を整備する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 短時間正社員制度導入の手順等をまとめたマニュアルを事業主へ提供するとともに、実際に短時間正社員制度を導入した事業主に対して助成金を支給するなど、制度普及に向けた取組を実施 (厚生労働省 平成18年～)</p> <p>○ パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等を推進する改正パートタイム労働法が成立 (厚生労働省 19年5月成立 20年4月全面施行)</p> <p>○ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に関わった労働者数の状況(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="929 1220 1612 1364"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数</td> <td>44,891</td> <td>53,413</td> </tr> <tr> <td>紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に関わった労働者数</td> <td>27,362</td> <td>32,497</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数	44,891	53,413	紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に関わった労働者数	27,362	32,497			
	18年度	19年度													
紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数	44,891	53,413													
紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に関わった労働者数	27,362	32,497													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③正社員と非正規社員等の格差が社会に及ぼす影響について検討し、必要な対策を講じる。</p> <p>イ パートタイム労働対策の総合的な推進</p> <p>○パートタイム労働指針の周知による均衡処遇の定着と事業主の取組への支援</p> <p>①「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(パートタイム労働指針)に示されたパートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方(均衡処遇)を周知する。また、その普及状況等を踏まえ、社会的制度等の影響も考慮しつつ問題点の分析を行い、パートタイム労働対策として求められる施策について、幅広い検討を行い、必要な措置をとる。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等を推進する改正パートタイム労働法が成立 (厚生労働省 19年5月成立 20年4月全面施行)(3(4)ア②に前掲)</p> <p>○ パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等を推進する改正パートタイム労働法が成立 (厚生労働省 平成19年5月成立 20年4月全面施行) (3(4)ア②に前掲)</p> <p>○ パートタイム労働者の均衡待遇に向けた取組を行う事業主や中小企業事業主団体を支援するため、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給(厚生労働省 平成19年7月～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②人事労務管理の専門家の派遣等の技術的支援により均衡処遇に向けた事業主の自主的取組を促すとともに、助成金について、均衡処遇に取り組む事業主向けの内容に見直した上でその活用を図り、取組に意欲のある事業主を援助する。</p>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 均衡待遇等の推進に意欲のある事業所に対して、人事労務管理の専門家である「均衡待遇・正社員化推進プランナー」を派遣し具体的に助言(厚生労働省 平成20年度～) ○ 均衡処遇の推進に意欲のある事業所に対して、人事労務管理の専門家である「均衡処遇実務コンサルタント」を派遣し具体的に助言(厚生労働省 平成16年度～18年度) ○ パートタイム労働者の均衡待遇に向けた取組を行う事業主や中小企業事業主団体を支援するため、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給(厚生労働省 平成19年7月～) (3(4)イ①に前掲)
	<p>③パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合を増加させる。</p>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換等を推進する改正パートタイム労働法が成立 (厚生労働省 19年5月成立 20年4月全面施行) (3(4)ア②に前掲) ○ パートタイム労働者の均衡待遇に向けた取組を行う事業主や中小企業事業主団体を支援するため、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給(厚生労働省 19年7月～) (3(4)イ①に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○パートタイム労働者の適正な労働条件の確保</p> <p>④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)等関係法令の遵守を徹底させることにより、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図る。</p> <p>○パートタイム労働者の雇用の安定</p> <p>⑤パートバンクにおいて総合的な職業紹介サービスを実施するとともに、事業主に対する相談・助言の充実を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 均衡待遇等の推進に意欲のある事業所に対して、人事労務管理の専門家である「均衡待遇・正社員化推進プランナー」を派遣し具体的に助言(厚生労働省 平成20年度～)(3(4)イ②に前掲)</p> <p>○ 事業場に対する臨検監督の際、パートタイム労働者の労働条件に関し、労働基準関係法令違反が認められた場合には、必要な改善を指導。(厚生労働省)</p> <p>○ 全国63箇所(平成21年4月現在)のパートバンクにおいて、パートタイムに係る職業相談・職業紹介等、パートタイム雇用に関する総合的な職業紹介サービスを専門的に提供することにより、雇用情勢の厳しさが増し、平成19年度から平成20年度まででパートタイムの有効求人数が大きく減少する中、同期間のパートバンクの就職件数は引き続き5万件前後で推移するなど、雇用の安定に寄与した。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																								
	<p>○パートタイム労働者に対する能力開発</p> <p>⑥公共職業能力開発施設において、パートタイム等短時間就労を希望する者も対象に必要な職業訓練を実施する。</p> <p>○パートタイム労働者への厚生年金の適用</p> <p>⑦パートタイム労働者への厚生年金の適用の在り方について、積極的に検討を進める。</p> <p>○有期労働契約締結時に事業主が講ずべき措置</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<table border="1" data-bbox="873 247 1758 518"> <thead> <tr> <th colspan="4">パートバンクに係る実績</th> </tr> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求職数(人)</td> <td>199,057</td> <td>147,747</td> <td>158,019</td> </tr> <tr> <td>紹介件数(件)</td> <td>230,584</td> <td>204,200</td> <td>249,726</td> </tr> <tr> <td>就職件数(件)</td> <td>67,272</td> <td>51,915</td> <td>48,513</td> </tr> <tr> <th colspan="4">ハローワークにおける有効求人数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> <tr> <td>有効求人数(人)</td> <td>8,675,467</td> <td>8,252,475</td> <td>7,251,699</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練の実施(厚生労働省)</p> <p>求職者が再就職に必要な能力を身につける離職者訓練については、公共職業能力開発施設のほか、専修学校、大学・大学院、民間教育訓練機関等を活用することにより、多様な教育訓練機会を確保し実施。</p> <table border="1" data-bbox="952 774 1489 917"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>19万人</td> <td>17万人</td> <td>14万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大することを含む「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出し、継続審議とされていたが、平成21年7月、衆議院の解散に伴って廃案となったところである。(厚生労働省)(2(1)④に前掲)</p>	パートバンクに係る実績					18年度	19年度	20年度	新規求職数(人)	199,057	147,747	158,019	紹介件数(件)	230,584	204,200	249,726	就職件数(件)	67,272	51,915	48,513	ハローワークにおける有効求人数					18年度	19年度	20年度	有効求人数(人)	8,675,467	8,252,475	7,251,699		17年度	18年度	19年度	受講者数	19万人	17万人	14万人
パートバンクに係る実績																																											
	18年度	19年度	20年度																																								
新規求職数(人)	199,057	147,747	158,019																																								
紹介件数(件)	230,584	204,200	249,726																																								
就職件数(件)	67,272	51,915	48,513																																								
ハローワークにおける有効求人数																																											
	18年度	19年度	20年度																																								
有効求人数(人)	8,675,467	8,252,475	7,251,699																																								
	17年度	18年度	19年度																																								
受講者数	19万人	17万人	14万人																																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																
	<p>⑧パートタイム労働者・派遣労働者の多くが有期労働契約者であるが、有期労働契約者については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づき、契約締結時の更新の有無の明示等事業主が講ずべき措置についての周知徹底を図る。</p> <p>ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進</p> <p>○事業の適正な運営の確保</p> <p>①労働者派遣事業の許可・届出等の審査業務の的確な実施を図るとともに、派遣元事業主、派遣先等に対する指導監督の計画的、効果的な実施を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 監督指導、集団指導等、あらゆる機会を通じ、当該基準の周知徹底を実施。（厚生労働省）</p> <p>○ 労働者派遣事業を行おうとする者から許可申請・届出に対して、許可基準等に基づき的確な審査・確認を実施（厚生労働省）</p> <table border="1" data-bbox="875 869 1695 940"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可・届出事業所数(事業所数)</td> <td>51,540</td> <td>70,066</td> <td>83,605</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事業所を訪問して関係者への質問や帳簿等の検査を行い、法違反が確認された場合にはその是正を求める等適切な指導監督を実施(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="889 1048 1691 1137"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導監督件数(件)</td> <td>9,776</td> <td>10,163</td> <td>11,666</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	許可・届出事業所数(事業所数)	51,540	70,066	83,605		18年度	19年度	20年度	指導監督件数(件)	9,776	10,163	11,666
	18年度	19年度	20年度																
許可・届出事業所数(事業所数)	51,540	70,066	83,605																
	18年度	19年度	20年度																
指導監督件数(件)	9,776	10,163	11,666																

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>○派遣労働者の適正な派遣就業の確保</p> <p>②派遣労働者に関し、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるよう、派遣元事業主及び派遣先等に対して周知徹底、指導するとともに、苦情相談体制の整備を図ることにより、派遣労働者の適正な派遣就業の確保を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○平成20年9月～12月をキャンペーン期間として、特に集中的な取組を実施(厚生労働省 平成20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー:333回実施 23,679社が参加 ・自主点検:207回実施 41,084社が対象 ・監督指導:4,655事業所を対象に実施 ・派遣労働者セミナー:123回 1,872名が参加 <p>○「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」等については、毎年度派遣元事業主及び派遣先に対する定期的な指導等において周知徹底を図るとともに、問題が認められた場合には指導を実施(厚生労働省)</p> <p>○派遣労働者からの苦情相談については、各公共職業安定所の相談窓口において対応(厚生労働省)</p> <p>○許可・更新等手続きマニュアルに、セクシャルハラスメント防止の配慮及び母性健康管理の措置について掲載、周知(厚生労働省)</p> <p>(※ なお、各公共職業安定所に分掌されている業務の主要部分について、都道府県労働局に集中化し、指導監督の強化を図っている 厚生労働省 16年4月より実施)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③派遣先事業主に対してもセクシュアル・ハラスメント防止の配慮及び母性健康管理の措置が義務化されていることについての認識を高めるとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策及び母性健康管理措置等の確保を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母性保護及び母性健康管理の周知徹底(厚生労働省)(3(2)①に前掲) 労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理についての周知徹底を図る ○ 女性特有の健康状況に応じた相談・情報提供(厚生労働省)(3(2)①に前掲) ○ 働く女性の妊娠・出産に関する健康管理支援事業(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲) <ul style="list-style-type: none"> ・母性健康管理の措置に関する専門家による検討 ・女性労働者等に対する情報提供等の実施 ・母性健康管理サイトの運営(平成19年度～) ○ 母性健康管理研修等事業(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲) <ul style="list-style-type: none"> ・産業医等産業保健スタッフに対する母性健康管理研修の実施 ○ 事業所規模等に応じた母性健康管理体制の整備(厚生労働省)(3(2)①に前掲) ○ 小規模事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会の実施(厚生労働省 平成18年度～)(3(2)①に前掲) <ul style="list-style-type: none"> ・産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業所の事業主を対象とした母性健康管理相談会を実施 ○ 派遣先にも男女雇用機会均等法の妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の規定が適用され、セクシュアルハラスメント対策や母性健康管理対策が義務付けられていることを周知する内容のリーフレットを作成し、派遣先事業主に配布(厚生労働省) ※不利益取扱いの禁止については19年度～

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進</p> <p>○テレワーク(在宅勤務等)の普及促進</p> <p>①情報通信機器を活用した働き方であるテレワークについては、育児期等にある男女が仕事と家庭の両立を図りながら働く形態としても重要であり、普及促進を図る。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>	<p>○ テレワーク共同利用型システム実証実験の実施(総務省、厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ 産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」と連携して、普及啓発活動を実施(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 平成17年度～)</p> <p>○ テレワークセンターの実証実験を実施し、自宅以外でテレワークができる環境整備の必要性、課題などを検討し、テレワークの円滑な導入を促進(国土交通省 平成19年度～平成20年度)</p> <p>○ テレワーク(在宅勤務等の普及促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークシンポジウムの開催(国土交通省 平成19年度～平成20年度) ・テレワーク出前セミナーの開催(国土交通省 平成21年度～)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>②企業における勤務形態としての在宅勤務等に係るテレワークについては、テレワーク導入マニュアルの活用やテレワーク相談センターにおける相談等を通じて、その適正な労務管理及び情報セキュリティの下での普及を図る。また、在宅勤務者等の労働条件の確保の在り方に関して検討を進める。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレワーク共同利用型システム実証実験の実施(総務省、厚生労働省 平成19年度～)(3(4)エ①に前掲) ○ テレワーク環境整備税制による企業等に対する支援(総務省 平成19年度～22年度) ○ テレワークセキュリティガイドラインの周知・啓発(総務省 16年度～) ○ テレワーク・セミナーの実施(厚生労働省 平成20年度～) ○ テレワーク相談センターにおける相談の実施(厚生労働省 平成11年度～) ○ 「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改訂し、周知・啓発(厚生労働省 平成20年度～) ○ 規模や業態等企業の態様に応じたテレワークシステムの構築例に関する検討。(経済産業省 平成19年度) <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を対象としたテレワークの普及・啓発のためのガイドブックを作成(経済産業省 平成19年度) ○ テレワークセンターの実証実験を実施し、自宅以外でテレワークができる環境整備の必要性、課題などを検討し、テレワークの円滑な導入を促進(国土交通省 平成19年度～平成20年度) ○ 「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」(2005)の改訂(関係4省 平成20年度)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>③就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。(平成14年6.1%)</p> <p>オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画</p> <p>①理工系分野への女性の参画や保育士等への男性の参画等、男女いずれかが少ない職業分野への参画が円滑に進むための方策を検討し、支援を進める。</p>	<p>関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>	<p>○ 就業人口に占めるテレワーカーの比率 17年 10.4%(国土交通省「平成17年度テレワーク実態調査」) 20年 15.2%(国土交通省「平成20年度テレワーク人口実態調査」)</p> <p>○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～平成20年度、WEBサイトについては、平成21年度以降も継続)</p> <p>○ 女子中高生の理系進路選択支援事業(文部科学省 平成18年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成するとともに、「理工系」にかかわるロールモデル事例を独立行政法人国立女性教育会館の「女性のキャリア形成支援サイト」に掲載(文部科学省 平成18年度)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○ 「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、「女性の理工系進路選択支援に関する調査研究」を実施し、科学技術分野における女性の進出促進を支援するため、男女共同参画の視点に基づいた女子生徒の関心・理解増進を図る効果的な方策を検討し、社会教育施設担当者が活用可能な普及啓発資料を作成した。(文部科学省 平成19年度)</p>

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等
<p>(5)起業支援等雇用以外の就業環境の整備</p>	<p>ア 起業支援策の充実</p> <p>○女性起業家に対する支援</p> <p>①起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのメンター(先輩の助言者)の紹介を通じたフォロー、助言等の支援の充実を図る。</p>	<p>経済産業省、厚生労働省</p>	<p>○ 創業に必要な実践的能力の修得を支援する創業塾を開催。その中で、平成13年度から女性向け創業塾についてもこれまでに約260箇所で開催し、約9,600人が受講。(経済産業省 平成13年度～)</p> <p>実績:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度 女性創業塾実施箇所数 39箇所 女性創業塾受講者数 1,203人 ・平成19年度 女性創業塾実施箇所数 38箇所 女性創業塾受講者数 1,218人 ・平成20年度 女性創業塾実施箇所数 34箇所 女性創業塾受講者数 961人 <p>○ 女性の起業支援専用サイトの開発(18年度)及び運用(19年度～)(厚生労働省)</p> <p>○ 女性起業家向けメンター紹介サービス事業の実施(厚生労働省 平成18年度～) (メンター利用件数) 平成20年度 815件 平成19年度 743件 平成18年度 659件</p> <p>○ 「女性と仕事の未来館」において、起業を希望する女性及び女性起業家を対象としたセミナーの開催及びセミナー参加者の交流会・相談の実施(厚生労働省 平成11年度～)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																																
	<p>②女性起業家等向け低利融資制度といった資金面での支援を行う。</p> <p>③子育てする女性の起業に着目した助成制度を設ける。</p> <p>④女性の起業に関する実態把握に努める。このため、既存の統計調査の見直しを検討するとともに、国の地方機関の情報収集活動も含めた行政情報も幅広く活用しながら、男女別の起業活動の実態を把握する。</p>	<p>経済産業省</p> <p>厚生労働省</p> <p>関係府省</p>	<p>○ 女性、若者／シニア起業家支援資金(平成11年度～)(経済産業省) ・女性、若年者(30歳未満)又は高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね5年以内の起業家に対し低利の融資を実施。</p> <p>これまでの女性起業家への融資実績(平成11年4月～平成21年3月末) 融資件数 41,347件 融資金額 2,124億円 過去3年間の女性起業家への融資実績</p> <table border="1" data-bbox="920 486 1422 582"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>5,887</td> <td>6,065</td> <td>5,318</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>26,199</td> <td>25,909</td> <td>22,398</td> </tr> </tbody> </table> <p>うち新創業融資制度(※)を適用したもの(平成18年4月～平成21年3月末) 融資件数 4,771件 融資金額 134億円</p> <p>※新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方に、事業計画(ビジネスプラン)の審査により、無担保・無保証人で融資する制度。平成22年3月末までの措置として貸付期間等の延長等を実施。</p> <p>○ 子育て期にある女性自らが起業し、雇用保険の適用事業の事業主になった場合、創業に要した費用の一部を助成する子育て女性起業支援助成金制度を実施(厚生労働省 平成18年度～19年度。20年度以降も経過措置分支給。)</p> <p>子育て女性起業支援助成金の支給実績</p> <table border="1" data-bbox="889 957 1794 1085"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人等設立事前届受理件数(件)</td> <td>40</td> <td>81</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支給決定件数(件)</td> <td>2</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>支給決定額(千円)</td> <td>1,282</td> <td>31,897</td> <td>37,224</td> <td>3,134</td> </tr> </tbody> </table> <p>※21年度は、平成21年5月末現在の実績である。</p> <p>○ 「働く女性の実情」(平成18年)において「女性の起業」の現状を分析(厚生労働省)</p>		18年度	19年度	20年度	貸付件数	5,887	6,065	5,318	貸付金額	26,199	25,909	22,398		18年度	19年度	20年度	21年度※	法人等設立事前届受理件数(件)	40	81	0	0	支給決定件数(件)	2	30	26	1	支給決定額(千円)	1,282	31,897	37,224	3,134
	18年度	19年度	20年度																																
貸付件数	5,887	6,065	5,318																																
貸付金額	26,199	25,909	22,398																																
	18年度	19年度	20年度	21年度※																															
法人等設立事前届受理件数(件)	40	81	0	0																															
支給決定件数(件)	2	30	26	1																															
支給決定額(千円)	1,282	31,897	37,224	3,134																															

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等												
	<p>イ 雇用・起業以外の就業環境整備</p> <p>○在宅就業対策の推進</p> <p>①テレワークの自営的形態である在宅就業については、仲介機関に関する情報の収集・提供を行うとともに、仲介機関を活用した福利厚生制度の実施等を通じた支援について検討する。</p> <p>②在宅就業の中でも従属性の強い在宅ワークについては、その健全な発展に向け、ガイドラインの周知・啓発、各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。</p>	<p>総務省、厚生労働省</p> <p>総務省、厚生労働省</p>	<p>○ テレワーク共同利用型システム実証実験(総務省、厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ 在宅就業者への仲介機関等に関する情報提供及び在宅就業者の支援策に関する調査研究事業(厚生労働省 平成14年度～18年度)</p> <p>○ テレワーク共同利用型システム実証実験(総務省、厚生労働省 平成19年度～)(3(5)イ①に前掲)</p> <p>○ 在宅ワーク対策の推進 (厚生労働省) 在宅就業者支援事業の実施</p> <p>①「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発</p> <p>②在宅就業者のための情報サイト「Home Worker's Web」におけるe-learning等スキルアップシステム及び在宅就業支援情報の提供</p> <p>ウェブサイトへのアクセス件数(万件)</p> <table border="1" data-bbox="913 1018 1294 1086"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>121</td> <td>124</td> <td>129</td> </tr> </tbody> </table> <p>③セミナーの実施</p> <p>セミナー受講者数(人)</p> <table border="1" data-bbox="896 1209 1272 1278"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>533</td> <td>568</td> <td>869</td> </tr> </tbody> </table>	18年度	19年度	20年度	121	124	129	18年度	19年度	20年度	533	568	869
18年度	19年度	20年度													
121	124	129													
18年度	19年度	20年度													
533	568	869													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等																		
	<p>○家内労働者の労働条件の改善</p> <p>③家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図る。</p> <p>○家族従業者の実態把握等</p> <p>④商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。また、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、自営業における経営と家計の分離等、関係者の理解が得られるように努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>	<p>④相談対応の実施</p> <p>相談件数 (件)</p> <table border="1" data-bbox="882 341 1263 405"> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> <tr> <td>1581</td> <td>1582</td> <td>538</td> </tr> </table> <p>○最低工賃の決定 (厚生労働省) 工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、審議会の意見を尊重して決定</p> <p>最低工賃決定件数 (件)</p> <table border="1" data-bbox="873 606 1254 670"> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> <tr> <td>138</td> <td>134</td> <td>132</td> </tr> </table> <p>○労災保険特別加入の促進(厚生労働省) 業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者等については、労災保険に特別加入できることとなっており、加入を促進。</p> <p>加入者数 (人)</p> <table border="1" data-bbox="878 874 1258 938"> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> <tr> <td>936</td> <td>850</td> <td>762</td> </tr> </table> <p>○自営業における家族従業者の状況も含めた中小企業の経営実態や経営課題について、必要に応じ調査を行うなどして把握。(経済産業省)</p>	18年度	19年度	20年度	1581	1582	538	18年度	19年度	20年度	138	134	132	18年度	19年度	20年度	936	850	762
18年度	19年度	20年度																			
1581	1582	538																			
18年度	19年度	20年度																			
138	134	132																			
18年度	19年度	20年度																			
936	850	762																			